

## 昼休みに弁当を買いに行く際の負傷

**問** 先日、当社の従業員Eが昼休み時間中に弁当を買いに会社の外に出かけたところ、会社の前の

堂がないため、従業員の大半が会社の外で食事をしたり、弁当を買ってき

て会社内で食べています。からといっても、休憩時間

間が終われば再び事業主の指揮命令の下で労働する義務があるわけですから、事業主の管理下において行動している限りでは

また、休憩時間中に事業場施設を離れて外出中に負傷されたということから、事業場の設備の不備または欠陥が原因とな



道路でバイクと接触して負傷しました。そこでお尋ねしたいのですが、Eの負傷は休憩時間中では会社の外での負傷ですが、業務上災害として認められるでしょうか。

堂がないため、従業員の大半が会社の外で食事をして会社内で食べています。したがって、休憩時間中、労働者は自由に行動することが許されているわけですから、その間の個々の行為自体は労働者の私的行為といえます。そのため、休憩時間中の災害については、それが事業場施設またはその管理の状況に起因することが証明されないと、一般には私的行為に起因するものと考えられ、業務起因性が認められないこととなります。

しかし、休憩時間の自由利用が認められているからといって、休憩時間の指揮命令の下で労働する義務があるわけですから、事業主の管理下において行動している限りでは

間が終われば再び事業主の指揮命令の下で労働する義務があるわけですから、事業主の管理下において行動している限りでは

また、休憩時間中に事業場施設を離れて外出中に負傷されたということから、事業場の設備の不備または欠陥が原因とな